

お客様（以下「甲」といいます。）は、以下の noseStick シリーズサポートサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）に同意のうえ、I - P E X株式会社（以下「乙」といいます。）にサポートサービスの利用を申し込むものとします（以下、本規約に基づくサポートサービスを「本サービス」といい、本規約に基づく契約を「本契約」といいます。）。

noseStick シリーズサポートサービス利用規約（2026. 8. 5 版）

第1条（本サービスを利用できるお客様）

甲は、第2条に定める本ニオイセンサを所有する個人又は法人である場合に限り本サービスを利用できます。

第2条（対象製品）

- 1 本規約において本サービスの対象となる製品は、乙が提供する「noseStick」シリーズに属する製品（以下「本ニオイセンサ」といいます。）です。
「noseStick」シリーズとは、「noseStick」「noseStick BB」その他乙が同シリーズとして指定する製品を含みます。
「本ニオイセンサ」の仕様、使用環境、その他本ニオイセンサの詳細（以下「仕様等」といいます。）は、ヘルプ、電子マニュアル及びウェブサイト内サポートページに定めるとおりです。但し、乙は、仕様等については乙の任意の判断で変更する場合があります。
- 2 本サービスに関する内容が掲載された乙のウェブサイトにおいて、乙が本サービスに関する条件（以下「その他の条件」といいます。）を定めた場合、その他の条件は本規約の規定の一部を構成します。但し、本規約の規定とその他の条件に矛盾が生じる場合は、本規約を優先します。

第3条（本サービス内容）

- 1 甲は、第4条に規定するサブスクリプション期間中、以下の本サービスを受けます。
 - （1）第4条に規定するテクニカルサポート
 - （2）感応膜組合せカスタマイズ※1
 - （3）nose@MEMS Viewer 分析オプション利用※2

※1 感応膜組合せカスタマイズは本サービスのサービス料とは別に別途料金がかかります。同カスタマイズの料金等については、別途甲乙間での合意が必要です。

※2 分析オプションの利用にあたっては、別途分析オプション利用規約への同意及び本契約の締結が必須です。

「noseStick（ニオイセンサ）センサ API 仕様書」の受領者は、当該仕様書を活用した開発期間中は、本規約への同意及び本契約の締結が必須です。
- 2 本サービスを利用するにあたり必要な通信費等は甲の負担です。

第4条（テクニカルサポート）

- 1 甲は、本ニオイセンサの技術的な問合せ、ソフトウェアのトラブル、障害に関わる問合せについて、電子メールを使用して乙にテクニカルサポートを依頼します。
- 2 乙は、前項の依頼に基づき、甲の問合せに対して、第7項に定めるテクニカルサポート対応時間内に、電子メールを使用して回答、指導又は助言を提供します。なお、乙が回答、指導又は助言を行うにあたり必要となる費用は甲の負担です。
- 3 甲は、乙からテクニカルサポートを受けるにあたり、乙が回答、指導又は助言するために必

要な基本的な情報（状況確認、表示画面の説明等）を提供します。なお、甲が乙に提供する情報の収集及び甲への提供にかかる諸経費は甲の負担です。

- 4 甲は日本語でテクニカルサポートを要請し、乙は日本語で提供します。
- 5 テクニカルサポートは、本ニオイセンサの技術的な問合せに対して回答、指導又は助言を行うものであり、甲が実現しようとする内容の実現までを乙が保証するものではありません。
- 6 乙は、ヘルプ、電子マニュアル、ウェブサイト内サポートページ等に、甲の問合せへの回答が明確に示されている場合は、当該箇所を参照することを案内し、回答とする場合があります。
- 7 【テクニカルサポート対応時間】
乙営業日の 9:00～12:00、13:00～17:00
※ 土／日、祝祭日、年末年始及び乙指定休日（ゴールデンウィーク・夏季休暇など）を除きます。
- 8 乙は、乙の責任においてテクニカルサポートの全部又は一部を第三者に行わせることができます。但し、当該第三者の行為に関して乙自らがテクニカルサポートを実施した場合と同様の責任を負います。

第5条（サブスクリプション期間）

本契約の期間（以下「サブスクリプション期間」といいます。）は、次のとおりです。

（1）新規で本ニオイセンサと同時に本サービスを購入した場合

本ニオイセンサを甲が受領した日を始期とし、受領した日が受領月の1日である場合はその日から3カ月後の月末日を終期とします。また、受領した日が受領月の1日でない場合は受領した日の翌月1日から3カ月後の月末日を終期とします。但し、サブスクリプション期間を延長する場合は、前記の始期から終期までの期間（以下「初回課金期間」といいます。）の終了日の1カ月前までに甲がサポートの継続を希望する旨と継続期間（最短3カ月～最長12カ月とし、甲乙間で事前協議するものとします。）を書面又は電子メールで乙に通知することにより、初回課金期間の翌日から継続期間の月末日（以下「継続課金期間」といいます。）まで延長できます。継続課金期間の延長を希望する場合も同様です。

（2）本ニオイセンサとは別に本サービスを購入した場合（すでに本ニオイセンサを保有している場合）

本サービス利用料の決済が確認できた日（クレジットカード決済の日は決済日、銀行振込の場合は入金を確認できた日とします。なお、以下「開始日」といいます。）を始期とし、開始日が属する月の1日である場合はその日から3カ月後の月末日を終期とします。また、開始日が属する月の1日でない場合は開始日の翌月1日から3カ月後の月末日を終期とします。但し、サブスクリプション期間を延長する場合は、前記の始期から終期までの期間（以下「初回課金期間」といいます。）の終了日の1カ月前までに、甲がサポートの継続を希望する旨と継続期間（最短3カ月～最長12カ月とし、甲乙間で事前協議するものとします。）を書面又は電子メールで乙に通知することにより、初回課金期間の翌日から継続期間の月末日（以下「継続課金期間」といいます。）まで延長できます。継続課金期間の延長を希望する場合も同様です。

第6条（サービス料）

- 1 本サービスの利用料金は、本サービス購入時に乙が甲に付与するお客様 ID（「ニオイセンサお客様ページ」にログインするために必要な ID と同じものを指します。以下「アカウント」

といたします。) 1アカウントにつき月額 500 円(消費税別)です。サブスクリプション期間を継続する場合も同様です。

- 2 本条に定めるサービス料は、取消不能です。一旦支払われた金額は、乙が本規約に違反した場合を除き、理由の如何を問わず払い戻されず、相殺もされません。
- 3 甲が、本ニオイセンサを商用化(甲又は第三者が、当該技術を利用して開発した製品等を、直接又は間接を問わず、第三者に提供し、販売し、使用を許諾し、その他これらに準じる方法により利用させ、その対価その他の経済的利益を得ることをいいます。なお、評価・検証等の目的で対価又はこれに準じる経済的利益を伴わない利用は含みません。)する場合、甲は当該商用化に先立ち、乙に対し必要な情報を提供の上で、乙と誠実に条件(対価を含みます。)について協議し、乙の承諾を得ます。なお、商用化以降は本条のサービス料は、適用対象外とし、別途合意により定めます。

第7条(権利帰属)

- 1 本ニオイセンサ並びに本ニオイセンサのヘルプ、電子マニュアル及びウェブサイト内サポートページにおいて使用若しくは実施されている発明、ノウハウ等に関する特許権、著作権その他の知的財産に関する権利(以下単に「知的財産権」といいます。)は乙に帰属します。本サービスを申し込むことによって、上記の知的財産権が、乙から甲に移転することはありません。
- 2 本ニオイセンサの名称である「noseStick」及び「noseStick BB」その他本ニオイセンサに関する名称は乙の商標又は商標登録出願中の表示であり、乙がこれを独占的に使用する権利を有します。
- 3 甲が本ニオイセンサを使用して新たに開発した発明、ノウハウ等に関する特許権、著作権その他の知的財産権は甲に帰属します。但し、甲及び乙が別途合意した場合はこの限りではありません。

第8条(禁止事項)

甲は、以下に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 乙の知的財産権を侵害する行為
- (2) 乙に対する誹謗中傷
- (3) 乙の財産又は名誉を侵害し又は不利益若しくは損害を与える行為
- (4) 乙の承諾なく、本サービスを利用して営利活動を行うこと
- (5) 公序良俗に反する行為、犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつくおそれのある行為
- (6) 法令に違反する行為
- (7) 前各号のほか、乙が不適切と判断する行為

第9条(秘密保持)

- 1 本契約に基づき乙が甲に提供する乙のサポート情報及び乙の技術情報は、乙に帰属します。
- 2 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から入手した相手方又は第三者の技術情報等の営業秘密(秘密である旨が明示された情報をいいます。)を本契約の遂行目的以外のいかなる目的にも使用しません。
- 3 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から個人情報(「個人情報」とは、特定の利用者を識別することができる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の利用者を識別することができることとなるものを含みます。)をいいます。)を取得する場合、個人情報の保護に関する法律を遵守のうえ、あらかじめ相手方から明示された目的の範囲内で利用す

ることに同意します。

- 4 乙は、個人情報について、乙が別途定める「個人情報保護ポリシー」に則り、適正に取り扱うものとします。
- 5 別途甲乙間で秘密保持に係る契約を締結した場合は、当該契約が本条の規定に優先します。

第 10 条（免責）

- 1 乙は、本サービスの利用にともなって甲が被った利益の損失、又は第三者からの損害賠償請求を含むいかなる損害についても、その責任を負いません。
- 2 乙は、本サービスに関して、法律上の瑕疵がないこと、第三者の権利を侵害するものでないことを含め、いかなる保証も、明示又は黙示を問わず一切行いません。
- 3 乙は、自然災害や乙の合理的統制が不可能な不可抗力により本サービスが提供できなくなった場合においても一切の責任を負いません。

第 11 条（損害賠償）

前条その他の規定にかかわらず、何らかの理由により本サービスの提供に関し、乙が甲に対して損害賠償責任を負う場合でも、乙の賠償責任は、乙が甲から受領したサービス料の総額に相当する金額を上限とします。

第 12 条（契約の終了）

- 1 甲又は乙は、相手方が本規約に違反し、書面にて是正催告した合理的期限内に違反状態が是正されない場合、本契約を即時解除できます。
- 2 甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、相手方に次の各号のいずれかに定める事由が発生した場合、本契約を即時解除できます。
 - （1）財産状態若しくは信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - （2）反社会的勢力との関係が認められたとき

第 13 条（譲渡制限）

甲及び乙は、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはなりません。

第 14 条（規約の変更）

- 1 乙は、経済情勢の変動、雇用環境の変化、為替の変動、電気料金、通信料金その他本サービスの提供に通常必要となる諸費用の額の変動、本サービスに関する法規制や行政指導等の改正又は変更、本サービスに代わるサービス提供（乙による場合に限らない。）の有無、天変地異、紛争、疫病の流行等の不可抗力、労働争議の発生、その他本サービスに関する一切の事情に鑑み、本サービスの安定かつ継続的な提供という本契約に基づく取引の目的を達することが困難であると乙が合理的に判断した場合には、甲の承諾を得ることなく本規約の内容を改定できます。
- 2 乙は、本規約を改定するときは、その内容について、甲に対し、事前に書面又は電子メールを送付する方法で、変更が効力を生じる日を明示して、事前に通知します。
- 3 前項の規約改定の効力は、乙が前項により通知を行った日の翌々月の 1 日から生じます。
- 4 甲が本規約の変更に同意しない場合、甲は当該変更が効力を生じる日まで本契約を解約し、本サービスの利用を中止しなければなりません。甲が当該変更の効力が生じる日まで解約

を行わない場合、変更後の条項が甲に適用されます。

第 15 条（存続条項）

第 6 条第 2 項及び第 3 項、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条、本条、第 16 条、第 17 条、第 18 条の規定は本契約の終了後も有効に存続するものとします。但し、第 9 条については、本契約終了後 3 年間に限り存続するものとします。

第 16 条（協議）

本規約の定めに関して疑義が生じた場合は、甲乙間で誠実に協議のうえ、解決を図るものとします。

第 17 条（準拠法）

本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第 18 条（合意管轄）

本規約から生ずる紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

以 上